

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 3 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700989号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1700005号

第1 結論

昭和25年10月1日から昭和39年10月12日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年10月1日から昭和39年10月12日まで

請求期間に係る脱退手当金の支給記録の取消しを求めて、三回訂正請求を行ったが、三回とも認められなかった。今回、新たな資料、情報はないが、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者が勤務していたA事業所(現在は、B事業所)に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、請求者が同所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和39年10月12日)から約3か月後の昭和40年1月8日に支給決定されている上、請求者が請求期間のうち昭和25年10月1日から昭和36年5月2日まで勤務していたC局に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和40年1月8日より前の昭和39年11月24日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和39年10月12日の前後3年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A事業所において脱退手当金の受給資格を有する52人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、45人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち30人が被保険者資格喪失日から6か月以内に支給されている上、当該45人のうち同一日に支給決定されている者が7組16人確認できることなどを踏まえると、同所では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高

いものと考えられることなどから、既に平成 28 年 2 月 5 日付け、同年 8 月 1 日付け及び平成 29 年 1 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、新たな資料、情報はないが、脱退手当金の請求手続きを行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい旨主張して、4 回目の訂正請求を行っているものである。

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受給していないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在せず、請求者に係る A 事業所における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後の昭和 40 年 1 月 8 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、これまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。